

## 大迫地域小学校統合準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 花巻市立大迫小学校、内川目小学校及び亀ヶ森小学校（以下「統合校」という。）の円滑な統合を実現するため、大迫地域小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 統合校の学校経営に関すること。
- (2) 統合校の教育課程に関すること。
- (3) 統合校のPTA活動に関すること。
- (4) 統合校の通学体制に関すること。
- (5) 統合校の地域との連携に関すること。
- (6) 統合校の備品、文書等の取扱いに関すること。
- (7) その他統合に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 統合校のPTA役員等
- (2) 統合校の教職員
- (3) 統合校の地域又は教育振興運動の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱の日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (報酬)

第5条 委員は、無報酬とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (役員会)

第7条 委員会に役員会を置く。

- 2 役員会は、委員長、副委員長及び第9条第4項に規定する部会長をもって構成する。

(会議)

第8条 委員会及び役員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第9条 委員会は、所掌事務の推進のため、専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、委員長の指示により、第2条の協議事項に係る資料収集、相互の連絡調整及び関連する事務を行うものとし、その経過及び結果を委員会に報告するものとする。
- 3 専門部会は、別表に掲げる者で組織し、同表に掲げる事項について専門的に調査検討を行うものとする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、専門部会の業務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と協議して教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第8条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日において開かれる委員会は、教育委員会が招集する。

別表（第9条関係）

部会名	委員	協議事項
学校経営部会	小学校長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育目標、校内運営組織、校内研究に関すること。</li> <li>2 その他学校経営に関すること。</li> </ol>
教育課程部会	教職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育課程、日課時程表に関すること。</li> <li>2 学校行事、児童会、生徒指導、交流学习等に関すること。</li> <li>3 その他教育課程に関すること。</li> </ol>
P T A部会	教職員 P T A役員等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 P T A組織運営（組織編制、規約、役員選出、運営計画）に関すること。</li> <li>2 通学体制（通学路、通学方法、安全対策、スクールバス等）に関すること。</li> <li>3 その他P T A及び通学体制に関すること。</li> </ol>
地域連携・教育 振興運動部会	教職員 地域又は教育振興運動の代表者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域との連携に関すること。</li> <li>2 教育振興運動に関すること。</li> <li>3 その他地域連携及び教育振興運動に関すること。</li> </ol>
管理・事務部会	教職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備備品（学校備品、教材、図書等）、保存文書等の整理に関すること。</li> <li>2 学校施設に関すること。</li> <li>3 その他管理・事務に関すること。</li> </ol>